

約款 新旧対照表

『専用サーバーサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1条(約款の適用)	<p>第1条(約款の適用)</p> <p>1. この専用サーバーサービス約款(以下、「本専用サーバー約款」といいます)は、「さくらの専用サーバーサービス」および「専用サーバーサービス」ならびにそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。</p>	<p>第1条(約款の適用)</p> <p>1. この専用サーバーサービス約款(以下、「本専用サーバー約款」といいます)は、<b>さくらインターネット株式会社(以下、「当社」といいます)が提供する「さくらの専用サーバーサービス」および「専用サーバーサービス」</b>ならびにそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。</p> <p>2. <b>本サービスの利用者は、当社の定める基本約款および本専用サーバー約款を遵守するものとします。</b></p>	<p>当社の社名ならびに基本約款および本専用サーバー約款の適用を明示いたします。</p>
第2条(サービスの種類・内容)	<p>第2条(サービスの種類・内容)</p> <p>1. 「さくらの専用サーバーサービス」および「専用サーバーサービス」(以下、併せて「本基本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。</p> <p>i. さくらの専用サーバーサービス</p> <p>さくらの専用サーバーサービスとは、当社が当社データセンター内に設置したサーバー設備(以下、「当社サーバー設備」といいます)1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応していません。</p> <p>ii. 専用サーバーサービス</p> <p>専用サーバーサービスとは、当社が当社サーバー設備1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。</p>	<p>第2条(サービスの種類・内容)</p> <p>1. 「さくらの専用サーバーサービス」および「専用サーバーサービス」(以下、併せて「本基本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。</p> <p>i. さくらの専用サーバーサービス</p> <p>「さくらの専用サーバーサービス」とは、当社が当社データセンター内に設置したサーバー設備(以下、「当社サーバー設備」といいます)1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応していません。</p> <p>ii. 専用サーバーサービス</p> <p>「専用サーバーサービス」とは、当社が当社サーバー設備1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。</p>	<p>他の約款と表現を統一いたします。</p>
第39条(申込み)	<p>第39条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバー」「さくらのクラウド」「ハウジング」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを<b>複数</b>利用中である利用者に限り、申込みことができます。</p>	<p>第39条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバーサービス」、「さくらのVPSサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」<b>および</b>「リモートハウジングサービス」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを利用中である利用者に限り、申込みことができます。</p>	<p>ハイブリッド接続の対象に「さくらのVPSサービス」を追加するとともに、他の約款と表現を統一いたします。</p>
第40条(料金の支払)	<p>第40条(料金の支払)</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。</p> <p>2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウド」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。</p>	<p>第40条(料金の支払)</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。</p> <p>2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウド<b>サービス</b>」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。</p>	<p>脱字を追加いたします。</p>
第41条(解約)	<p>第41条(解約)</p> <p>1. 利用者の本オプション適用サービスの契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。</p>	<p>第41条(解約)</p> <p>1. 利用者の本オプション適用サービスの<b>利用</b>契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。</p>	<p>他の約款と表現を統一いたします。</p>
附則 第1条(適用開始)	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成<b>27</b>年<b>10</b>月<b>20</b>日から適用された専用サーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成<b>28</b>年<b>3</b>月<b>1</b>日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成<b>28</b>年<b>3</b>月<b>1</b>日から適用された専用サーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成<b>28</b>年<b>10</b>月<b>3</b>日より適用されます。</p>	<p>本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>